

平成28年度

# 甲佐町功労者表彰

福祉、スポーツ、自治、特別功労の功績をたたえて



▲表彰者を代表して謝辞を述べる高崎さん

## 6名の功績をたたえて

11月3日（木）町生涯学習センターで、平成28年度功労者表彰式が開催されました。表彰は、町が「町功労者表彰規定」に基づき、毎年文化の日に開催。本年度は、「町表彰規定」に基づく表彰も実施。町、町議会、区長会を始めとする関係者約80人が出席しました。

式典では、受賞者1人ひとりに奥名克美町長が表彰状と記念品を贈呈。「福祉」、「スポーツ」、「自治」の各分野に

おいての貢献をたたえる功労と、多分野に渡る功績に対して贈る特別功労により表彰される5人の栄誉をたたえました。また、町のために長年に渡り活動された1人に感謝状を贈呈しました。

続いて奥名克美町長が「これまでの皆さんの活躍に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。この自然豊かな甲佐町のために、皆さんの貴重な経験や英知を集結しなければなりません。これからも地域の振興と町政発展のためにご支援・ご指導をお願い申し上げます」と祝辞。緒方哲哉町議会議長、中村東一区長が来賓あいさつをしました。功労者を代表して、高崎学さん（八丁区）が「たくさんの方に祝福していただき、感謝申し上げます。この功績も、住民や周りの皆さんのおかげだと思っています。これからも甲佐町の発展のため、子どもたちの未来のために応援していきます」と謝辞を述べました。

## 平成28年度甲佐町功労者の受賞者

### 福祉功労



松永 憲二さん  
〔岩下一区〕

町民生委員・児童委員

### スポーツ功労



高崎 学さん  
〔八丁区〕

町体育指導委員、甲佐中野球部監督、白旗小野球部監督、甲佐町バレーボール協会会長

### 自治功労



上野 浩信さん  
〔横田区〕

町消防団長、町消防副団長

### 特別功労



伴 政次さん  
〔麻生原区〕

町民生委員・児童委員、町嘱託員、乙女地区ゲートボール協会会長

### 特別功労



大森 隆盛さん  
〔上早川二区〕

町農業委員会委員、町民生委員・児童委員、町嘱託員、町固定資産評価委員

### 感謝状



村上 諫さん  
〔下豊内区〕

甲佐小いけ花クラブでの指導。小学生への野菜作り指導、町役場でのいけ花の展示など

【功労者説明】 功労の表彰分野、功労者氏名、行政区、表彰に該当すると認められた経歴および功績など

# 社会保険の資格変更があったら届け出をお忘れなく

## ■国民健康保険の資格変更があった場合は届け出を

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（職場の健康保険・共済組合・船員保険なども含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は手続きが必要ですので、町住民生活課で届け出をお願いします。

## ■社会保険の被扶養者になる場合があります

同じ世帯にお勤め先の健康保険加入者がいる場合、その保険の被扶養者として認定される場合があります。

扶養認定がされるかどうか、あらかじめお勤め先に相談してから資格変更の手続きをしてください。

### ▼被扶養者の範囲

- ①被保険者と同居していても被扶養者となれる人
- ・配偶者（内縁関係でもよい）
  - ・子、孫および兄弟
  - ・父母、祖父母などの直系尊属

②被保険者と同居していることが被扶養者となる条件の人

- ・①以外の3親等内の親族（孫、配偶者の父母や子、兄弟、伯叔父母、おい・めいなど）
- ・内縁関係の配偶者の父母と子（当該配偶者の死後も、引き続き同居する場合を含む）

### ▼被扶養者の年収の目安

- ①年収130万円未満で、かつ扶養する人の年収の半分未満であること
- ②60歳以上または一定の障がい者の場合は、年収180

万円未満であること

※給与や年金、失業保険などのすべての収入が対象です。

## ■所得の申告は申告期間に忘れずに行いましょう

国民健康保険に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定の正しい判定ができなくなったりします。また申告が済んでいない人は、町税務課までご相談ください。

### ▼お問い合わせ先

- ・国民健康保険について  
町住民生活課  
☎096・234・1113  
(内線106)
- ・所得の申告について  
町税務課  
☎096・234・1112  
(内線115)

## ■国民健康保険の資格の変更時に必要な手続き

	国民健康保険加入届	国民健康保険脱退届
届け出が必要な場合	社会保険を脱退した場合	社会保険に加入した場合
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険を脱退した証明書（離職票・資格喪失証明書・雇用保険受給資格者証など）</li> <li>・印かん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険被保険者証</li> <li>・国民健康保険被保険者証（今まで使用していたもの）</li> <li>・印かん</li> </ul>
手続きが遅れると…	社会保険の資格喪失日まで、さかのぼって課税され、高額な国民健康保険税が発生する場合があります。	国民健康保険税が課税されたままで、社会保険料と両方納めている状態になります。